

一般廃棄物収集運搬業 (し尿等及び浄化槽関係) 許可(更新)申請・変更の届出の手引き

(平成30年度版)

- 本書は、一般廃棄物収集運搬業に関する申請・更新・変更届出のほか、業を行うに必要な事項が記載されております。大切に保管してください。
- 申請・更新・変更届出の際は、本書の申請書等様式をコピーしたものに記載事項を記入して使用してください。



羊蹄山麓環境衛生組合

許可申請の留意点について

1 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「法」という。）第 6 条の 2 により「市町村が定めた一般廃棄物処理計画に従って、市町村が収集、運搬及び処分をしなければならない。」とされています。

また、組合では収集、運搬については、法第 7 条の規定により、一般廃棄物の収集、運搬を業として行う者に許可を与えております。

組合では許可する際には、許可の有効期間、一般廃棄物の収集を行うことができる区域及び生活環境の保全上必要な条件を付しております。

2 許可要件

羊蹄山麓環境衛生組合(6ヶ町村)の区域内で一般廃棄物(し尿等污泥関係)の収集運搬業許可を取得する場合は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。事前にご確認ください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業用施設及び申請者の能力が、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りること。② 申請者(法人の場合は役員等を含む。)が、廃棄物処理法上の欠格要件に該当しないこと。③ 申請者が営業する区域内に住所を有すること。

・個人営業の場合は、営業主が営業する区域に住所を有すること。(現場事務所や営業所等があるだけでは、該当になりません。)④ 許可申請の時点で、申請者に町・村税及びし尿等投入手数料等に滞納がないこと。⑤ 許可の更新の場合は、一般廃棄物の収集、運搬の実績が確認される報告書の提出があり、かつ、当該許可の有効期間の満了前 1 年間に一般廃棄物収集運搬業の実績があること。⑥ その他、組合が求める要件を満たしていること。 |
|--|

3 許可品目等

許 可 品 目		許 可 条 件
種 類	品 目	
し尿等	一般し尿及び簡易水洗	羊蹄山麓環境衛生組合生活排水 処理基本計画及び実施計画に整 合していること
浄化槽汚泥	単独浄化槽及び合併浄化槽汚泥	
浄化槽清掃	単独・合併浄化槽の清掃	

4 許可申請（新規・更新）

- ・一般廃棄物収集運搬業の許可の期間は、**2年間**です。
- ・許可の更新をする場合は、許可の有効年月日の 14 日前までに、定められた様式により、許可の更新手続きを行ってください。

(1)提出書類

- ア 一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者、又は許可の更新をする者は、「し尿等収集運搬業許可申請書」（別記様式第 1 号）及び「浄化槽清掃業許可申請書」（別記様式第 2 号）に表 1 の書類を添付して申請してください。
- イ 書類は A 4 版で作成してください。（図面等は A 3 版でも可）
- ウ 更新の許可申請の場合、前回の許可申請又はその後に提出された変更届のうち、直近の内容と変更がない場合は、②、④及び⑨の書類は省略できます。

表 1 添付書類

添 付 書 類	内 容	部 数
① 事業計画の概要を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理計画書（別記様式第 3 号） ○ し尿等収集年間事業実績報告書（更新の場合）（別記様式第 4 号） ○ 営業区域（町村地図でも可） ○ 役員及び政令で定める使用人名簿 ※住所、生年月日、本籍地、資格・免許、賞罰等 ○ 従業員名簿 ※住所、生年月日、経験年数、資格・免許等 	各 1
② 事業本拠地の所在を示す略図	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所在地周辺の案内図（住宅地図のコピー可） 	1
③ 運搬車両、容器の概要を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用車両の一覧表及び浄化槽清掃器材調書（別記様式第 5 号） ○ 車検証の写し（車検の有効期間内であること） （車検証の名義が申請者でない場合、申請者が車両を使用する権限を有することを証する書類を添付） ○ 車両のカラー写真（別記様式第 6 号）（デジタル写真でも可） ※車両の斜め前、斜め後ろから撮影し、かつナンバープレートの文字が判読できること ○ 必要に応じ運搬容器の写真及び構造図等 	各 1

添付書類	内 容	部 数
④ 事業用施設（駐車場含む）の概要を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務所及び駐車場周辺の案内図（住宅地図のコピー可） ○ 不動産登記の登記事項証明書及び公図の写し^{※1} （申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しも添付。事務所については、所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しのみ添付。） 	各 1
⑤ 経理的基礎を有することを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 ○ 申請者が法人である場合、直近 2 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書^{※2}、必要に応じ株主資本等変動計算書及び個別注記表（有価証券報告書でも可）並びに申請者の町・村税（法人町・村民税等）の納税証明書（現に滞納の町・村税がないこと）の証明書^{※1※3} ○ 申請者が個人である場合、資産に関する調書及び申請者の町・村税の納税証明書（「現に滞納の町・村税がないこと」の証明書）^{※1} ○ 次期への繰越損失がある場合等^{※2}は、長期的財務計画書（別記様式第 7 号）、又はその他必要な書類 	各 1
⑥ 定款、登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者が法人である場合、定款（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書（新規許可申請以外の場合は「履歴事項全部証明書」とする。）有価証券報告書でも可 ○ 未成年後見人が法人である場合、当該法人に係るもの（上記のとおり） ○ 原本と相違ないことを記載して、印鑑証明書と同じ印鑑を押印ください。 	各 1
⑦ 申請者が廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌに該当しない者であることを誓約する書面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誓約書（別記様式第 8 号） ・次に掲げる者が廃棄物処理法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまで浄化槽法第 36 条第 2 項イからニ、へからチのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 ・申請者 ・法定代理人 ・役員（監査役、相談役、顧問、理事、監事等） ・廃棄物処理法施行例第 4 条の 7 に規定する使用人 	1
⑧ 住民票の写し、後見等登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に掲げる者について提出すること。 ・申請者 ・法定代理人 必要に応じて次の者も提出を要する。 ・役員（監査役、相談役、顧問、理事、監事等） ・使用人 ・未成年後見人が法人である場合その役員 ○ 後見等登記事項証明書は、成年被後見人又は被保佐人の登記がされていないことを証明したもの（別紙 1 参照） 	各人 毎 1
⑨ 関係法令に基づく証明証等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浄化槽管理士及び浄化槽清掃技術者講習修了証 ○ 浄化槽保守点検業者登録書 ○ その他 	各人 毎 1
⑩ その他組合長が必要と認める書類		

※1 住民票の写し、後見等登記事項証明書及び商業、法人登記の登記事項証明書又は履歴事項全部証明書等、公的機関が交付する証明書等は、申請日前 3 か月以内に発行されたものを添付してください。なお、住民票の写しは本籍地の記載あるもの（外国人である場合は国籍等の記載にあるもの）を添付してください。

※2 損益計算書には、一般管理費明細書及び製造原価明細書を添付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は「長期的財務計画書」（別記様式第 7 号）を添付し、①～③の全てに該当する場合は「長期的財務計画書」に加えて、経理的基礎の有無を客観的に判断する資料として中小企業診断士等による診断書を添付してください。

①債務超過

②直前 2 年間の平均経常損益が赤字

③直前の経常損益が赤字

④次期への繰越損失がある場合

※3 新たに事務所を設置する場合は、当該設置する町村の税務課に法人設置の申告をしたうえ、その控えの写し（受領印のあるもの）を添付してください。

5 変更届

一般廃棄物収集運搬業の許可事項のうち以下の変更を行う場合は、「し尿等収集運搬業・浄化槽清掃業廃止（変更）届」（別記様式第9号）に表3に掲げる書類等を変更する事項に応じて添付し、変更日から10日以内に届出をしてください。

なお、提出が10日を超えた場合は、遅延理由書（様式任意）を添付してください。

表3 変更届 添付書類

変更する事項	添付書類	部数
○法人の住所 ○個人の住所	・法人の場合、履歴事項全部証明書 ^{※1} ・個人の場合、住民票の写し ^{※1} ・変更後の住所の付近見取図 ※ 商業用施設を兼ねる場合は、事務所・事業所（駐車場）の土地及び建物の登記事項証明書及び公図の写し ^{※1} （申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しも添付。事務所については、所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しのみ添付。）	各1
○法人の名称、組織 ○個人の氏名	・法人の場合、定款（原本証明したもの）及び履歴事項証明書 ^{※1} ・個人の場合、住民票の写し ^{※1}	各1
○法人の役員等 （取締役、監査役、使用人等）	・「役員変更に係る新旧対照表（別記様式第10号）」 ・商業・法人登記の履歴事項全部証明書 ^{※1} ・「誓約書（別記様式第8号）」 ・住民票の写し及び後見人等登記事項証明書等 ^{※1} （新規就任者のもの）	各1
○収集運搬車両	・「し尿等収集運搬車及び浄化槽清掃器材調書（別記様式第5号）」 ・車両を追加する場合は、以下の書類 *車両の車検証の写し（車検証の使用欄が申請者以外の場合は車両の借用契約書等の写しを添付） *「車両のカラー写真（別記様式第6号）」（車両の斜め前・斜め後から撮影し、ナンバーが判読できるもの）	各1
○事務所 ○事業場（駐車場）	・変更後の事務所、事業場（駐車場）の付近見取図 ・変更後の事務所、事業場（駐車場）の土地及び建物の登記事項証明書及び公図の写し （申請者が所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しも添付。事務所については、所有権を有しない場合、賃貸借契約書の写しのみ添付。）	各1

※1については、P3を参照してください。

6 許可証の取扱い

- ① 許可証は紛失しないようにしてください。なお、許可証は事務所等の見やすい場所に掲示してください。
- ② 許可証を亡失又は毀損したときは、直ちに所定の様式（別記様式第11号）に必要事項を記載して再交付を申請してください。
- ③ 許可の更新により新たな許可証が交付されたときは、従前有していた許可証を速やかに返納してください。
- ④ 事業を全部廃止したとき又は許可期限が到来したにもかかわらず更新しなかったときは、従前有していた許可証を速やかに返納してください。

7 廃止届け

一般廃棄物収集運搬業の全部又は許可品目の一部を廃止したときは、「し尿等収集運搬業・浄化槽清掃業廃止（変更）届（別記様式第 9 号）」に許可書を添え、廃止した日から 10 日以内に届出をしてください。

8 名義貸しの禁止及び収集運搬車の代車使用

自己の許可証を他人に貸したり、譲渡するなどして、他人が一般廃棄物の収集運搬業を行うことは禁止されております。また、収集運搬車両の故障等により一時的に代車を使用する場合は届出（別記様式第 12 号）をしてください。

9 事業の範囲

- ① 取り扱うことのできる一般廃棄物は許可証に記載されている種類に限られており、それ以外の一般廃棄物を取り扱うことはできません。
- ② 一般廃棄物収集運搬業の積替え又は保管は、その日のうちに処理施設に搬入すべきであることから原則として、積替え及び保管を行うことは認めておりません。止むを得ず行う必要がある場合は、ご相談ください。

10 許可が受けられない欠格事由

申請者（個人事業主、法人、法人の役員、株主）が、下記に記載する欠格事由に該当する場合は、許可は受けられません。なお、許可後においても次のいずれかに該当した場合は、「廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書」（別記様式第 13 号）により速やかに届け出てください。

- 1) 成年被後見人・被保佐人・破産者で復権を得ない者
- 2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- 3) 次に掲げる法令等に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ・廃棄物処理法
 - ・浄化槽法
 - ・大気汚染防止法
 - ・騒音規制法
 - ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
 - ・水質汚濁防止法
 - ・悪臭防止法
 - ・振動規制法
 - ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

- ・ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ポリ塩化ビニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- 4) 次に掲げる法律に違反した者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第 31 条第 7 項を除く。）
- 5) 次に掲げる罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
- ・刑法第 204 条（傷害）
 - ・刑法第 206 条（現場助勢）
 - ・刑法第 208 条（暴行）
 - ・刑法第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）
 - ・刑法第 222 条（脅迫）
 - ・刑法第 247 条（背任）
 - ・暴力行為等処罰に関する法律
- 6) 次に掲げる許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
- ・一般廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し
 - ・（特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可の取消し
 - ・浄化槽法第 41 条第 2 項による許可の取消し
- 7) 法人で暴力団員などがその事業活動を支配するもの
- 8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から 5 年を経過しない者
- 9) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとするに足りる相当の理由がある者

11 業を行うに当たっての遵守事項

一般廃棄物の収集運搬を行うに当たっては、以下の事項を遵守してください。

なお、違反した場合には、許可の取り消し、事業の全部・一部の停止等の行政処分を行うことがありますのでご注意ください。

- (1) 関係法令（廃棄物処理法ほか）及び許可条件を業務従事者に周知徹底すること。
- (2) 収集したし尿及び汚泥は、組合が指定した処理施設に搬入すること。
- (3) 許可車両、収集運搬容器について
 - 一般廃棄物が飛散、流失しないようにすること。収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動が生じないように必要な措置を講ずること。過積載を行わないこと。
- (4) 収集運搬車に事故が発生した場合は、事故発生報告書（別記様式第 14 号）により、遅滞なく組合に報告すること。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者は、その処理に関する帳簿を備え、次に掲げる事項について正確に記載し、5 年間保存しなければなりません。
 - ・収集運搬年月日
 - ・依頼者の住所及び氏名
 - ・収集種別、収集量及び金額

12 収集運搬の監視指導等

(1) 定期(臨時)検査

- ① 定期・臨時的に一般廃棄物収集運搬業者の車両検査や事業場に立ち入り検査を行い、収集運搬状況について、検査を行います。
- ② 検査の結果、許可基準に適合しない場合及び不適正・不適切な処理があった場合は、法令等に適合するよう指導することがありますので、指導後は速やかに改善してください。なお、場合によっては許可の全部及び一部の取り消し、又は一定期間の許可停止などの行政処分を命ずることがあります。なお、行政処分の対象となるのは次のとおりです。

ア 違反行為（関係法令）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを強要し、依頼し、唆し、他人が違反行為をすることを助けたとき。

イ 的確に行うに足る知識及び技能を有していない時、又は経理的基礎を有していなかった場合。

ウ 事業の用に供する施設又は能力が基準に適合しなくなったとき。

エ 欠格要件のいずれかに該当するに至ったとき。

オ 許可に付した条件に違反したとき。

13 罰則の適用

廃棄物処理法の各条項に違反した場合、次表のとおり罰則の適用の対象となります。

<ul style="list-style-type: none"> ・許可を受けずに一般廃棄物処理業を行った場合 ・許可を受けずに一般廃棄物の処理又は処理の事業の範囲を変更した場合 ・事業停止命令又は措置命令に従わない場合 ・一般廃棄物処理業許可業者以外の者に委託した場合 ・名義貸しをした場合 ・許可を受けずに一般廃棄物処理施設を設置した場合 ・廃棄物を不法投棄した場合 	5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の罰金 又はこの併科
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な帳簿を備えず、又は記載保存せず、若しくは虚偽の記載をした場合 ・一般廃棄物処理業者がその業務の廃止若しくは必要な事項の変更を届け出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・求められた報告をせず又は虚偽の報告をした場合 ・立入検査を拒否し、妨害し、又は忌避した場合 	30万円以下の罰金
<p> { 法人の代表者 法人の代理人、使用人その他の従業員 個人の代理人、使用人その他の従業員 </p> <p>が、</p> <p>その個人、法人の業務に関して上記の違反行為をした場合</p>	行為者につき、上記の各罰則を適用 ただし、廃棄物の不法投棄の場合にあっては、法人に対して3億円以下の罰金

様式集

○し尿等収集運搬業許可申請書	8ページ
○浄化槽清掃業許可申請書	9ページ
○一般廃棄物処理計画書	10ページ
○し尿等収集年間事業実績報告書	11ページ
○し尿等収集運搬車及び浄化槽清掃器材調書	12ページ
○自動車写真	13ページ
○長期的財務計画書	14ページ
○宣誓書	15ページ
○し尿等収集運搬業・浄化槽清掃業廃止（変更）届	16ページ
○役員変更に係る新旧対照表	17ページ
○し尿等収集運搬業・浄化槽清掃業許可証・再交付申請	18ページ
○代車使用届	19ページ
○廃棄物処理業に係る欠格用件該当届出書	20ページ
○事故発生報告書	21ページ

し尿等収集運搬業許可申請書

年 月 日

羊蹄山麓環境衛生組合長 様

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者名）

印

次のとおり羊蹄山麓環境衛生組合し尿処理条例第 5 条、同施行規則第 2 条第 1 項（同施行規則第 2 条第 2 項）の規定により、し尿等収集運搬業の許可を受けたく申請いたします。

記

申請の区分	1	新規	2	更新
法人（個人）の所在地 及び名称	所在地			
	名称			
申請期間	自	年 月 日	至	年 月 日
収集運搬の区分				
営業区域				

添付書類

- 1 許可申請者が法人である場合には、当該法人の定款及び登記簿謄本。
- 2 許可申請者が個人である場合には、その住民票の写し。
- 3 役員及び従業員名簿。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 3 項第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類。
- 5 経営状況に関する事項（決算報告書等）及び納税証明書。
- 6 年間事業実績及び計画書。
- 7 収集運搬に用いる自動車検査証の写し。
- 8 その他組合長が必要と認める書類。

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

羊蹄山麓環境衛生組合長 様

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者名）

印

次のとおり羊蹄山麓環境衛生組合し尿処理条例第5条、同施行規則第2条第1項（同施行規則第2条第2項）の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けたく申請いたします。

記

申請の区分	1	新 規	2	更 新
法人（個人）の所在地 及 び 名 称	所 在 地			
	名 称			
申 請 期 間	自	年 月 日	至	年 月 日
収 集 運 搬 の 区 分				
営 業 区 域				

添付書類

- 1 許可申請者が法人である場合には、当該法人の定款及び登記簿謄本。
- 2 許可申請者が個人である場合には、その住民票の写し。
- 3 役員及び従業員名簿。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類。
- 5 経営状況に関する事項（決算報告書等）及び納税証明書。
- 6 年間事業実績及び計画書。
- 7 収集運搬に用いる自動車検査証の写し。
- 8 その他組合長が必要と認める書類。

一般廃棄物処理計画書（収集・運搬）

1 実施予定時期	年 月 日 ～ 年 月 日 2年
2 業務概要	
3 一般廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・一般し尿 ・単独・合併浄化槽汚泥 ・浄化槽の清掃
4 収集運搬する事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所所在地 ・車両保管場所 ・
5 収集運搬予定量	
6 収集運搬に使用する車両	<p>車両登録番号及び最大積載量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・
7 収集運搬経路	
8 その他	

し尿等収集年間事業実績報告書

年 月 日

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者名）

印

		年度			年度		
		台数	件数	収集量	台数	件数	収集量
生 し 尿	一般し尿						
	簡易水洗						
	計						
浄 化 槽	単独浄化槽						
	合併浄化槽						
	計						
合 計							

し尿等収集運搬車及び浄化槽清掃器材調書

年 月 日

	住 所 申請者 氏 名			
収 集 運 搬 車	名 称 及 び 型 式 登 録 番 号			
	最 大 積 載 量	kg	kg	kg
	車 検 の 有 効 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	構 造 等	長さ cm 幅 cm 高さ cm	長さ cm 幅 cm 高さ cm	長さ cm 幅 cm 高さ cm
	自 賠 責 の 有 効 期 限	年 月 日	年 月 日	年 月 日
浄 化 槽 清 掃 の 技 術 上 の 基 準	汚泥、スカム等の引き 出しに要する器具			
	汚泥等の調整に要す る 器 具			
	単位装置及び付属器 具類の洗浄、清掃等に 要 する 器 具			
	そ の 他			
備考 必要に応じ器具明細を添付。				

自 動 車 写 真

年 月 日

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者名）

印

自動車登録番号 又は車両番号		最大積載量	kg
正 面 写 真	<p style="text-align: center;">写真貼付位置</p> <p style="text-align: center;">(直接カラー印刷可、ポラロイド不可)</p> <p style="text-align: center;">※登録番号が見えるように斜め前方から撮影すること</p>		
後 方 写 真	<p style="text-align: center;">写真貼付位置</p> <p style="text-align: center;">(直接カラー印刷可、ポラロイド不可)</p> <p style="text-align: center;">※登録番号が見えるように斜め後方から撮影すること</p>		

長 期 的 財 務 計 画 書

年 月 日

羊蹄山麓環境衛生組合長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

1 繰越損失金額（ 年 月 日現在） 円

2 繰越損失金が発生した理由

3 今後の事業改善計画

4 今後の収支計画

	第 期 (~)	第 期 (~)	第 期 (~)
売 上 高			
売 上 原 価			
売 上 総 利 益			
販売費及び一般管理費			
営 業 利 益			
営 業 外 利 益			
営 業 外 費 用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越損失金額			

※赤字解消時期 : 第 期 (~)

※繰越損失解消時期: 第 期 (~)

宣 誓 書

年 月 日

羊蹄山麓環境衛生組合長 様

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者名）

印

私及び下記の者は、し尿等の収集・運搬業及び浄化槽清掃業の許可申請にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 5 項第 4 号イからチまで（同第 7 条第 10 項第 4 号イからヌまで）及び浄化槽法第 36 条第 2 項イからニ、ヘからチまでのいずれにも該当するものではありません。

また、次のいずれにも該当いたしません。

- (1) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (2) 法人においてその役員又は政令で定める使用人のうちに(1)に該当する者のあるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

なお、この宣誓が事実と異なっていることが判明した場合は、許可を取り消されても異存ありません。

記

役 職 名 等	氏 名

し尿等収集運搬業・浄化槽清掃業廃止（変更）届

年 月 日

羊蹄山麓環境衛生組合長 様

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者名）

印

次のとおり許可業を廃止（変更）したいので、羊蹄山麓環境衛生組合し尿処理条例第7条及び同施行規則第5条の規定により次のとおり届出します。

指 令 番 号	羊蹄山麓環境衛生組合 指令 第 号		
法人（個人）の所在地及び 名 称	所 在 地		
	名 称		
廃止 （変更） する 事項	廃 止 （ 変 更 ） 前	廃 止 （ 変 更 ） 後	
廃 止 （ 変 更 ） 年 月 日	年 月 日		
廃 止 （ 変 更 ） の 理 由			

※廃止（変更）する事項は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の6第1項及び浄化槽法施行規則第10条の規定に該当するものとする。

※不要の文字は抹消すること。

役員変更に係る新旧対照表

(許可番号) 第 _____ 号 (許可事業者名)

新役員 (代表取締役、取締役、監査役等) 及び政令で定める使用人		旧役員 (代表取締役、取締役、監査役等) 及び政令で定める使用人	
役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
新任 継続		退任 継続	

【注意】・新旧(変更前、変更後)の役員(取締役、監査役等)及び政令で定める使用人の全員について、役職名(代表取締役、取締役、監査役、使用人等)と氏名を記入してください。

・「退任」「新任」「継続」は、該当欄に○印をつけてください。

し尿等収集運搬業
浄化槽清掃業

許可証・再交付申請

年 月 日

羊蹄山麓環境衛生組合長 様

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者名）

印

次のとおり許可証の再交付を受けたいので、羊蹄山麓環境衛生組合し尿処理条例第6条第2項及び同施行規則第2条第3項の規定により申請いたします。

許可証の種類	し尿等収集運搬業・浄化槽清掃業		
法人(個人)の所在地 及び名称	所在地		
	名称		
許可期間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
再交付を受けようとする理由			

※不要の文字は抹消すること。

代 車 使 用 届

年 月 日

羊蹄山麓環境衛生組合長 様

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者名）

印

次の理由により代車を使用しますので届出いたします。

代車使用の事由	車検 故障 その他（ ）	
車 両 登 録 番 号	登録車	
	代 車	(積載量 kg)
代車の使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

※添付書類

車検証の写し、使用する車両写真

廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書

年 月 日

羊蹄山麓環境衛生組合長 様

届出者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

次のとおり一般廃棄物処理業の許可に関する欠格要件に該当したことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第4項の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
該当するに至った欠格要件	
該当するに至った具体的理由	
該当するに至った年月日	年 月 日
添付書類 許可証の写し	

事 故 発 生 報 告 書

年 月 日

羊蹄山麓環境衛生組合長 様

住所（所在地）

報告者

氏名（名称及び代表者名）

印

下記事件事実に相違ありません。

事故日時	平成 年 月 日() 午前・午後 時 分 天候				
事故場所					
運 転 者	住 所		TEL		
	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生
	免許取得日		年 月 日	[普通・大型()]	
	免許証番号 第		号		
同 乗 者	氏 名				
事 故 車 両	車名・年式		(年式)		
	登録番号				
	車両所有者（保険加入者）との関係				
	[本人・同居の親族・使用人・その他()]				
相 手 側	住 所		TEL		
	氏 名				
そ の 他 第 三 者	住 所		TEL		
	氏 名				
事故発生状況略図			記号		
			運転者	▲	
			相手方	△	
			進行方向	↑	
			信号	□	
			一時停止	◇	
			人間	♀	
			自転車	⊙	
			オートバイ	◇	
警察署への届出	警察	派出所	担当官	扱い	物損・人身
事故状況説明及び対応内容					

後見等登記事項証明書について

(後見等) 登記事項証明書は、欠格用件のうち、成年被後見人又は被保佐人に該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。

1 交付申請する書類

成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書

2 申請手続

(1) 窓口申請の場合

全国の法務局（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡）及び地方法務局の本局戸籍課窓口で取り扱っています。

(2) 郵送申請の場合

ア 東京法務局のみの取扱いとなっていますので、下記へ申請してください。

〒102-8226 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎（4階） 東京法務局 民事行政部 後見登録課 Tel.03-5213-1360

イ 申請書の様式は、東京法務局（後見登録課）のほか、最寄りの法務局・地方法務局及びその支局、法務省ホームページ等でも入手できます。

ウ 申請書は、1通につき300円の収入印紙（手数料）を添付し。返信用封筒（宛名を明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封し、送付してください。

3 ご不明の点は、東京法務局（後見登録課）又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合わせください。

一般廃棄物（し尿）処理業許可遵守事項

1 遵守すべき法令等

一般廃棄物（ただし、感染性一般廃棄物を除く。）処理業の許可業者（以下「業者」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のほか関係法令等を遵守すること。

2 権利の義務の譲渡等の禁止

業者は、理由の如何を問わず第三者に対し、許可業務の全部又は一部の実施を委託し又は請け負わせ、また、許可に基づいて生ずる一切の権利義務を譲渡してはならない。

3 作業基準等

- ① 一般廃棄物収集運搬許可車両（以下「許可車両」という。）及び作業器具等は日常から点検整備し清潔に保持するとともに、運搬に際しては、流出及び悪臭の発生がないようにすること。
- ② 許可車両を変更する場合は、あらかじめ組合長の許可を得ること。許可のない車両で一般廃棄物の収集・運搬は行わないこと。
- ③ 許可車両の運行に当っては、道路交通法規に基づき安全運転に努めること。
- ④ 許可車両で、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して収集・運搬しないこと。
- ⑤ 処理施設に搬入する際には、職員の指示に従うこと。
- ⑥ 収集・運搬時及び電話対応時は許可業者としての自覚を持ち、常に住民に対して親切・丁寧に対応すること。
- ⑦ 収集・運搬を行うに当っては、2名以上をもって行うこと。

4 金品等の請求禁止

許可業者の実施に関し、いかなる名目であっても、手数料以外の金品を要求してはならない。

5 賠償責任

自己の責めに帰すべき行為により、第三者に損害を与えた場合は、直接その賠償の責任を負わなければならない。

6 従業員の研修等

業者は、従業員に対し研修を実施し又は連絡協議会等を必要に応じて行い、各業務を円滑に行うように努めなければならない。

一般廃棄物処理に係る許可業者のための手引き

平成 30 年 4 月発行

羊蹄山麓環境衛生組合

〒044-0077

虻田郡倶知安町字比羅夫 266 番地 3

TEL0136-22-0211